



# 静岡県磐田市 地域おこし協力隊員

## 空き家コーディネーター



父さん元気かな？

東京で暮らす息子



事業をどうやって  
承継しようか？

後継者がおらず  
悩む不動産屋



地域おこし協力隊として磐田市  
に移住し、不動産に関するスキル  
獲得を目指す！

### 主なミッション

- ・所有者と購入希望者のマッチング
- ・市民等への啓発
- ・そのほか自由な発想での企画



空き家の活用が進み  
地域にも貢献！



一緒に頑張ろう！

このような事業承継のほか、  
不動産業界で一緒に活躍してほしい方をぜひご紹介ください！

### 応募受付期間

令和7年

2月5日<sup>水</sup> ~ 3月7日<sup>金</sup>

勤務条件などの詳細は裏面をご覧ください。

Web個別相談窓口開設中  
個別相談はこちらから



静岡県磐田市建築住宅課

TEL : 0538-37-4851 FAX : 0538-33-2050

Email : kenchiku-jutaku@city.iwata.lg.jp



# 求めている人物像

- 地方創生、地方活性化に関心がある方
- 地域住民や不動産事業者等と柔軟なコミュニケーションがとれる方
- 起業や就業を目指し、本市と共に意欲的に取り組む意思がある方
- 不動産関係業務の経験がある方はもちろん、未経験の方も大歓迎
- 心身ともに健康で誠実に職務を行うことができる方

## 応募の条件

### 応募資格

※応募する全ての方が満たす必要があります。

- 三大都市圏内外の都市地域及び一部条件不利地域のうち条件不利区域以外の区域又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項に規定する指定都市に現に住所を有する方
- 委嘱後、生活の拠点を磐田市に移すとともに磐田市に住民票を移していただける方
- 令和 7 年 4 月 1 日時点で満 18 歳以上の方
- 任期終了後も磐田市に居住する意向のある方
- 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 16 条に規定する欠格事由に該当しない方
- 普通自動車運転免許を有している方、又は委嘱日までに取得する方
- パソコンの一般的な操作及び SNS の活用ができる方

## 勤務条件

<b>委嘱期間</b>	令和 7 年 4 月 1 日 ~ 令和 8 年 3 月 31 日（延長の場合あり）	
<b>報償費等</b>	報償費月額 291,000 円 / 活動費補助 年間最大 200 万円 令和 7 年度予算成立が条件（令和 7 年 2 月議会上程）	
<b>勤務地</b>	市役所庁内にデスクは設置しませんので、ご自宅などが活動の拠点となります。市との打ち合わせは、庁内会議室を使用して行います。また、研修等のため磐田市外で活動をすることもあります。	
<b>活動日数 活動時間</b>	原則、週 5 日（1 日 7 時間 45 分） 活動内容に応じて夜間や週末に活動する場合がありますので適宜振り替えます。	
<b>待遇 福利厚生</b>	<b>住居</b> <ul style="list-style-type: none"><li>• 住居はご自身でご契約いただきますが、賃料は活動費補助金として、最大 5 万円/月を補助します。</li><li>• 住居に係る光熱水費等は自己負担とします。</li><li>• 転居に係る旅費や経費については自己負担とします。</li></ul>	
	<b>活動経費</b> <ul style="list-style-type: none"><li>• 活動には自家用車をご利用いただきますが、車両使用料は活動費補助金として最大 3 万 5 千円/月（燃料費含む）を補助します。</li><li>• その他、活動のために必要な消耗品費や出張費については予算の範囲内で補助します。</li></ul>	
	<b>社会保険</b>	国民健康保険、国民年金への加入は自己負担とします。
	<b>副業</b>	可（ただし市への事前報告が必要。）
	<b>その他</b>	既存住宅を取得して本市に 10 年以上居住する場合は、既存住宅取得等事業費補助金として最大 150 万円を補助することができます。（世帯構成などの要件あり）